

建築物石綿含有建材調査者講習（一般） 開催ご案内

石綿障害予防規則の改正により、令和5年10月から建築物の解体・改修等の作業を行うときは、厚生労働大臣が定める者（建築物石綿含有建材調査者講習を修了し、審査試験に合格した者）による事前調査が義務付けられることになりました。当支部では、標記講習を以下のとおり開催いたします。

○令和6年7月19日から申し込み開始（郵送のみ）

（北海道労働局長登録第3号）

北海道労働局長登録教習機関
建設業労働災害防止協会北海道支部
<https://www.kensaibou-hokkaido.jp/>

1. 開催日時・会場・定員（定員45名）

1日目 令和6年9月17日（火） 8:50～16:40

2日目 令和6年9月18日（水） 8:50～17:00

会場 釧路建設会館1階 大会議室（釧路市富士見1丁目3番2号）

2. 科目及び試験

- | | |
|------------------------|--------|
| ① 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1 | 1時間00分 |
| ② 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2 | 1時間00分 |
| ③ 石綿含有建材の建築図面調査 | 4時間00分 |
| ④ 目視調査の実際と留意点 | 4時間00分 |
| ⑤ 建築物石綿含有建材調査報告書の作成 | 1時間00分 |
| ⑥ 審査試験（択一式筆記試験） | 1時間30分 |

3. 時間割

① 1日目

時間	8:50～ 9:00	9:00～12:20	12:20～13:10	13:10～16:30	16:30～16:40
項目	オリエン テーション	講義 (途中休憩20分)	昼食休憩	講義 (途中休憩20分)	修了確認

② 2日目

時間	8:50～ 9:00	9:00～11:40	11:40～ 12:30	12:30～15:20	15:20～ 15:30	15:30～17:00
項目	オリエン テーション	講義 (途中休憩10分)	昼食休憩	講義 (途中休憩20分)	審査試 験説明	審査試験

4. 受講資格及び資格証明書類(次のいずれかに該当する者)

記号	受講資格	資格証明書类等
(1)	労働安全衛生法別表第 18 第 23 号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者	「修了証写し」
(2)	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して 2 年以上の実務の経験を有する者	「卒業証書写し又は卒業証明書」及び「実務経験証明 A」 ※卒業証書写し又は卒業証明書は「建築に関する課程等」の修了がわかるものを提出してください。
(3)	学校教育法による短期大学（修業年限が 3 年であるものに限り、同法による専門職大学の 3 年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。（4）において同じ。）、建築に関して 3 年以上の実務の経験を有する者	
(4)	学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して 4 年以上の実務の経験を有する者（(3)に該当する者を除く。）	
(5)	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して 7 年以上の実務経験を有する者	
(6)	建築に関して 11 年以上の実務の経験を有する者	
(7)	労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 108 号）による改正前の労働安全衛生法別表第 18 第 22 号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して 5 年以上の実務を有する者	「左記に示す技能講習修了証写し」及び「実務経験証明 C」
(8)	建築行政に関して 2 年以上の実務の経験を有する者	「実務経験証明 D」
(9)	環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して 2 年以上の実務経験を有する者	
(10)	労働安全衛生法第 93 条第 1 項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	「実務経験証明 E」
(11)	労働基準監督官として 2 年以上その職務に従事した経験を有する者	「実務経験証明 D」
(12)	第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であって、建築物石綿含有建材調査に関して 5 年以上の実務経験を有する者	「登録証写し」及び「実務経験証明 C」

- 卒業証書写し又は卒業証明書は、「建築に関する課程等」の修了がわかるものを提出してください。
- 「実務経験証明欄」には、会社の代表者印を押印してください。（個人の認印は不可）

5. 科目免除

受講資格の(1)「石綿作業主任者技能講習修了者」に該当する者は、「建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1」の受講免除を受けることができます。なお、受講免除者でも希望者は「建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1」を聴講することができます。

6. 考査試験及び修了証

- ① 2 日目の講義終了後、引続き考査試験を行います。
所定の科目と時間のすべてを受講しなければ考査試験を受けることができません。
考査試験は、「全科目合計の 6 割以上の得点」及び「科目ごとに 4 割以上の得点」の両方を満たした場合に合格となります。これに満たない場合は不合格となります。
- ② 考査試験の解答はマークシート方式ですので、「鉛筆又はシャープペンシル(HB・B)」、「消しゴム」を持参してください。ボールペン、サインペン、万年筆等は使用できません。
- ③ 合格者には「修了証」を交付します。不合格者には「受講証明書」を交付します。「修了証」、「受講証明書」は受講者個人宛に申込書記載の現住所等へ「特定記録」で郵送します。
- ④ 不合格の場合、講習修了年度の翌々年度まで再受験が可能ですので、詳細は「受講証明書」をご確認ください。

7. 受講料

- ① 全科目受講者 受講料(教材費込み) 44,000円 (消費税込み)
- ② 科目免除者 受講料(教材費込み) 41,250円 (消費税込み)

8. 受講申込みに必要なもの

- ① 「受講申込書」
- ② 「本人を確認するための書類」(氏名・生年月日・**現住所**が記載されたいずれかの写しを添付)
自動車運転免許証(住所変更されている方は表裏の両面)、パスポート、
マイナンバーカード(表面のみ)、住民票(個人番号が記載されていないもの)・健康保険証等
外国籍の方は、在留カード、特別永住者証明書等
- ③ 「証明写真(カラー) 1枚」(縦3.0cm×横2.5cm)
正面、上半身、無帽、無背景で申込前6ヶ月以内に撮影したもの。
写真の裏面に氏名を記入してください。写真は申込書に糊付けしないで提出してください。
(色付きサングラス、パスポート用写真・スナップ写真、写りの不鮮明なもの、写真専用紙以外に印刷した
もの等は不可。)
- ④ 「受講資格証明書類」(「4. 受講資格及び資格証明書類」記載の書類)
科目免除を受ける方は、「石綿作業主任者技能講習修了証」の写しを添付してください。
- ⑤ 「受講料」
- ⑥ 「修了証郵送料(320円分の切手)」(現金での納付はできません。)

9. 申込み方法

申込み開始 令和6年7月19日(金)より

以下の1~2のいずれかの方法でお申し込みください。

窓口での申込受付は実施しませんのでご了承ください。

申込みの締切りは、8月27日(火)です。

- ① 現金書留
現金書留封筒に「8. 受講申込に必要なもの」に記載されているものを同封して、釧路分会事務局へ郵送してください。受付終了後「受講券」「領収書」「テキスト」を郵送します。
- ② 銀行振込
「8. 受講申込に必要なもの」に記載されているもの(受講料を除く)を釧路分会事務局へ郵送してください。
書類提出後「受講料」をお振込みください。振込手数料は申込者のご負担となります。入金確認後に「受講券」
「領収書」「テキスト」を郵送しますので早めの入金をお願いします。
※ テキストは講習会当日忘れずご持参ください。

10. 申込先

建設業労働災害防止協会北海道支部 釧路分会 (略称: 建災防北海道支部 釧路分会)

〒085-0832 釧路市富士見1丁目3番2号

TEL: 0154-41-7447 FAX: 0154-41-7202

11. 受講料を振込みで支払う場合の振込先口座

振込口座 北洋銀行 釧路中央支店 普通預金 4993580

振込名義 建設業労働災害防止協会北海道支部釧路分会

(お振込みの際の注意事項)

ア 受講料は前納制となります。事前に入金がない場合は、「受講申込書」等を提出していても受講できませんので
ご注意ください。

イ 受講料は**8月27日(火)までにお支払いください。**

なお、振込手数料は申込者のご負担となります。

12. 申込み時の注意事項

- ① 受講申込みの締切りは 令和 6 年 8 月 27 日（火）ですが、締切日以前であっても定員に達した場合は受講受付けを終了しますのでご了承ください。（受付け締切り後に届いた受講申込書・受講料等は返却します。）
- ② 悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由によって受講できない場合で講習開始前にご連絡をいただいた場合は、後日受講料を払戻します。
- ③ 証明写真（1 枚）の裏面には必ず氏名を記入してください。証明写真は申込書に糊付けせずに提出してください。

13. 受講時の注意事項

- ① 会場では係員の指示に従ってください。従わない場合は退席していただくことがあります。
- ② 会場内の秩序を乱す行為や講習の妨げとなる行為はしないでください。また写真撮影、録音、録画等はできません。
- ③ 原則として遅刻は認められません。悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由による場合は、講習開始 15 分以内までの遅刻を認めます。この場合、遅刻分の補講を受けていただきます。補講を受けないと修了試験を受けることができません。（いかなる場合でも講習開始 15 分を超える遅刻は認められません。）
- ④ 講習科目の一部免除を受ける方は、受講する科目の開始時刻の 10 分前までに来場し、受付けをしてください。免除科目を聴講する場合は全科目受講者と同様に受付けをしてください。
- ⑤ 修了試験の解答はマークシート方式ですので、「鉛筆又はシャープペンシル(HB・B)」、「消しゴム」を持参してください。ボールペン、サインペン、万年筆等は使用できません。
- ⑥ 昼食は各自で用意してください。弁当持参の方は講習会場を昼食場所としてご利用できます。昼食休憩時間は 50 分間ですので、外出される方は午後の講義に遅れないよう注意してください。また座席を離れる時、貴重品はお持ちください。
- ⑦ 講義中は帽子を被らないでください。また携帯電話・スマートフォン等は使用できませんので、電源を切るかマナーモードにして、音が出ないようにしてください。
- ⑧ 講義中は講義に使用するもの(テキスト、ノート、筆記具等)以外は机の上に置かないようにしてください。講義中の飲食は禁止ですが、水分補給のためのペットボトル、缶飲料、水筒等は机の上に置いて水分補給を行って構いません。
- ⑨ 会場は禁煙です。喫煙は休憩時間に 1 階の喫煙室を利用してください。講義中に喫煙室は利用できません。講義中は座席を離れないようにしてください。
- ⑩ **駐車場は、釧路建設会館の駐車場をご利用ください。第 1 駐車場（会館横）が満車の場合は、第 2 駐車場（会館より徒歩 1 分、仏教幼稚園様向かい）をご利用ください。**
なお、裏玄関前の駐車場（北側オレンジ線内）は駐車できません。駐車していた場合は移動してもらいます。

14. 旧姓又は通称の併記

- ① 修了証の氏名の欄に「旧姓を使用した氏名又は通称の併記」を希望される方は、受講申込書の「旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無」欄の有を○印で囲み、「併記を希望する氏名又は通称」欄に旧姓を使用した氏名又は通称を記入してください。
- ② 旧姓は、住民基本台帳法施行令第 30 条の 13(氏に変更があった者に係る住民票の記載事項の特例)に規定する旧姓となりますので、現姓と旧姓が記載された戸籍謄本又は住民票を受講申込書に添付してください。
- ③ 通称は、住民基本台帳法施行令第 30 条の 16 第 1 項(外国人住民の通称の住民票への記載等)に規定する通称となりますので、通称が記載された住民票を受講申込書に添付してください。
- ④ 「旧姓を使用した氏名又は通称」は現在の氏名との併記となりますので、「旧姓を使用した氏名又は通称」のみを記載することは出来ません。現在の氏名の後に括弧書きで記載されます。

《注意事項》

- 申込書の証明欄は、記入漏れのないようお願い致します。
- 個人事業主が自ら受講される場合、実務経験年数は第三者の証明が必要となります。
その際の証明印は、会社の代表印を押印願います。（個人の認印は不可）